

# 兵庫県立北条高等学校いじめ防止基本方針

## 1 本校の基本方針

いじめは、著しく人権を侵害する行為であり、人として決して許されない行為である。いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識のもと、学校や家庭、地域社会、関係機関が連携しながら取り組まなければならない問題である。

生徒たちが、安全で安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・解決に向けた取組を定めた「いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え

本校は、「いじめは、どの生徒にもどの学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」にもとづく指導の充実

①いじめ防止対策の達成目標を設定し、取組を年間計画として定める。また、取組状況を学校評価の項目に位置づけ、点検・評価を行い、必要に応じて改善する。

②学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会などで保護者や地域の人に説明し、意見交換をする機会を設けて、情報発信に努める。

### (2) 組織的な対応の徹底

①学校の組織的な対応力の向上に努める。特に中学校との連携による配慮を要する生徒の情報共有を行い、小・中・高校の一貫した指導体制を確立する。

②日頃から専門機関等との連携を深め、学校だけでは解決が困難な事案について、専門家の協力を得ながら多角的な支援を行う。

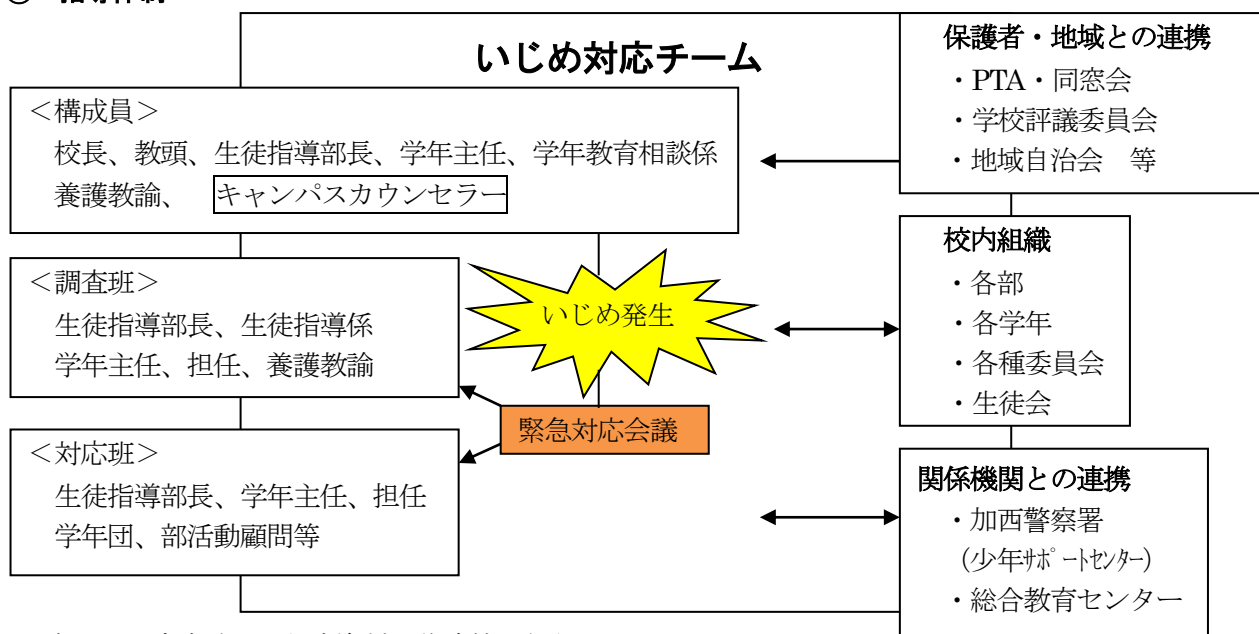
### (3) 教職員のいじめ対応能力の向上

キャンパスカウンセラーとの連携を密にして、全教職員の研修を充実する。また、心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」を活用する。

### (4) ネットいじめへの対応の充実

情報モラル教育の充実を推進し、スマートフォン・携帯電話等の使用について、家庭に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、保護者の責務を周知する。

## ① 指導体制



※調査班は、事実確認・報告資料の作成等を行う  
※対応班は、いじめに関係した生徒・保護者等に対する指導・支援を行う

## ② 日常の指導体制

### 【管理職】

- ・ 学校いじめ防止基本方針
- ・ 風通しの良い職場環境
- ・ いじめを許さない姿勢・風土づくり
- ・ 保護者・地域との連携

### 【いじめ対応チーム】

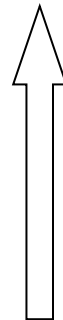
#### ◎構成員

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任  
学年教育相談係、養護教諭・キャンパスカウンセラー

- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し・改善
- ・ 年間指導計画の作成、実施、改善
- ・ 校内研修の企画・実施
- ・ アンケートの結果、報告情報の確認・分析
- ・ いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・ 要配慮生徒への支援指針

### 【未然防止への取組】

- ◆学習指導の充実
  - ・ 規律ある授業の展開
  - ・ 学び合う集団づくり
  - ・ 意欲的に取り組む授業研究
- ◆特別活動の充実
  - ・ ホームルーム活動の充実
  - ・ 学校行事の積極的参加
  - ・ ボランティア活動への積極的参加
- ◆教育相談の充実
  - ・ 個人面談の定期的な実施
  - ・ キャンパスカウンセラーの活用
- ◆人権教育の充実
  - ・ 年間計画の改善・実施
  - ・ 人権意識の高揚
- ◆情報教育の充実
  - ・ 情報モラルの指導
  - ・ ネット犯罪防止講演会等の開催
- ◆保護者・地域との連携
  - ・ HPを利用した情報発信
  - ・ 開かれた学校づくり

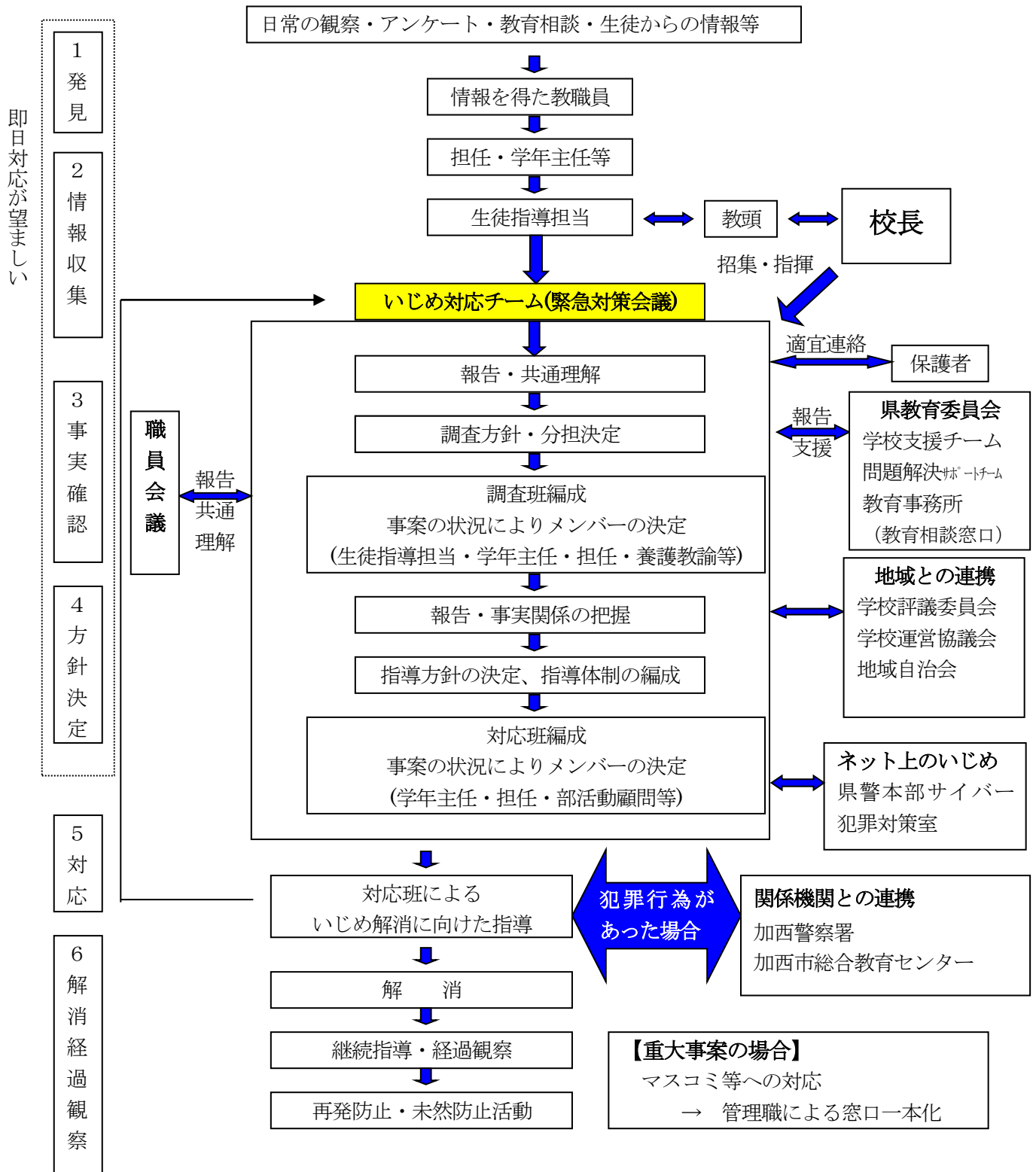


### ③ 緊急時の組織的対応へ

### 【早期発見への取組】

- ◆情報の収集
  - ・ 教員の日々の観察による気付き
  - ・ アンケートの実施
  - ・ 保健室からの情報
  - ・ キャンパスカウンセラーの活用
  - ・ 生徒・保護者・地域からの情報
- ◆情報の共有
  - ・ 報告の徹底
  - ・ 職員会議等を利用し全職員での共通理解
  - ・ 要配慮生徒の把握
  - ・ 次年度への申し送り事項等の徹底

### ③ 緊急時の組織的対応の流れ



- ◆事実確認は迅速に行うが、被害者やいじめを知らせてくれた生徒に十分配慮して実施する。
  - ・いじめを発見したときは、直ちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、内容について周辺生徒からも状況を聞き取り、可能な限り客観的な事実把握に努める。
  - ・必要に応じて、全校あるいは該当学年生徒へのアンケートを実施する。
- ◆保護者への説明
  - ・双方の保護者へ関係職員を交えて説明するとともに、関係改善に努める。